

令和4年第16回野洲市教育委員会臨時会 議事録

○日 時 令和4年11月30日  
開会時刻14時03分  
閉会時刻14時20分

○場 所 市役所別館 会議室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 南出 久仁子      委 員 山崎 玲子

委 員 本田 亘          委 員 瀬古 良勝

○説明員

教育部長                      馬野 明

教育部次長                    北脇 康久

教育部次長（文化財担当）   行俊 勉（兼文化財保護課長・歴史民俗博物館長）

令和 4 年第 16 回野洲市教育委員会臨時会

2022 年 11 月 30 日

【西村教育長】 それではこれより令和 4 年第 16 回野洲市教育委員会臨時会を開会いたします。本日の出席委員は全員で定足数に達していますので、会議は成立しています。

次に日程第 1、会期の決定についてですが、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りとします。

次に日程第 2、付議事項 (1) 議案に移ります。議案第 59 号、野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見について、事務局より説明をお願いします。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】 北脇です。臨時会ということで大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。議案第 59 号、野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見についてご説明いたします。議案書 1 ページ、議案書関係資料も 1 ページからお願いいたします。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項、こちらについては議案書関係資料の 1 ページになりますけども、法律の抜粋になります。第 2 項としまして、「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」と規定がございます。この規定に基づき、野洲市議会議長から令和 4 年第 7 回野洲市議会定例会に提出されました議案第 111 号、野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について意見を求められたもので、それに対する回答を行うものでございます。

当案件につきましては、11 月の定例教育委員会で関連条例に係る議案の採決をいただいたもので、教育委員会が所管する文化・スポーツに関する事務の一部を令和 5 年度から市長部局へ移管しようとするものでございます。

議案書 3 ページをご覧ください。11 月 29 日付で野洲市議会議長から教育長へ意見の照会がありました。当該条例につきましては、5 ページの条例のとおり、先般の定例会で説明をしていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定により、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く）、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く）の事務について、地域振興やまちづくり分野を総合的かつ効率的に推進するため新年度から市長部局に移管するもので、総務部から提案されたものでございます。

これに対し、議案書 2 ページのとおり回答案を示させていただいております。教育委員会として「異議なし」として回答をしようとするものでございます。以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 59 号について、ご質問等はございませんか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 59 号、野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 59 号は可決されました。

次に日程第 3、その他事項に移ります。何かございますか。行俊次長をお願いします。

【行俊教育部次長】 歴史民俗博物館、行俊です。1 枚資料をお配りさせていただいておりますが、野洲市歴史民俗博物館防災設備等更新工事に伴う休館等について、ご説明いたします。

博物館施設は昭和 63 年の開館以来、郷土に伝わる文化財を収集・保管し、大岩山銅鐸をはじめとした貴重な文化財を展示していますが、開館 34 年が経過しています。このことから、重要文化財等もありますので安全に保管することを目的に、老朽化した防災設備等を更新する工事を実施いたします。このため、以下の通り休館いたします。期間は令和 5 年 1 月 5 日から 3 月下旬頃までとしまして、再度開館の日程が決定次第、ホームページなどでお知らせいたします。それから、博物館の本館の展示室についてはお休みさせていただきますが、隣接する弥生の森歴史公園については工事の対象箇所となっていないので通常通り開館いたします。また、公園内で行っております勾玉づくりなどの体験学習についても通常通りの開催とさせていただきます。工事の状況によっては休園する場合がありますかもしれませんが、その場合は別途お知らせしたいと思います。

工期については 9 月 29 日から 3 月 10 日までとなっておりますが、例えば火災報知器などを付け換えたりする作業もございまして、収蔵庫や展示室もいろんな資料を移動させながら行いますので、そういった意味で期間がこれだけかかってしまうということです。主な工事内容は、火災報知器などの受信機を更新すること、ハロンの消火設備、これはガスによって展示室や収蔵庫の消火を行う施設ですが、このハロンの消火設備の改修工事、それから非常放送設備などの更新工事、主にはこの 3 つを行います。周知についてはホームページや市の広報にも掲載を予定しています。

報告が遅くなった理由としましては、この工事は国の補助を受けていまして、その関係で設計と工事を単年度で行わなければいけないということで設計が完了してからということと、いろんな機器類の納入に時間がかかったこともあり工程が確定しなかったということです。以上です。

【西村教育長】 今の件についてよろしいですか。では、他に何かございせんか。よろしいですか。ないようですので、これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。